

1 他の都道府県 → 山梨県へ転入する場合

|  |  |
|--|--|
| 登録移転の条件：山梨県内に事務所を有する宅建業者に現に従事する者（法19条の2） |  |
| 提出先：現在登録している都道府県に提出する                    |  |
| 提出書類                                     |  |
| ① 登録移転申請書                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正本1部</li> <li>・ 副本1部（正本の写し可）</li> <li>・ 顔写真を正本に貼付</li> <li>・ 山梨県収入証紙8,000円を正本に貼付</li> </ul>                                     |
| ② 宅建業に従事していることを証する書面                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正本1部</li> <li>・ 副本1部（正本の写し可）</li> </ul>   |
| ③ 主任者証交付申請書                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正本1部</li> <li>・ 転出県の主任者証を持っており、有効期間満了が1ヵ月以上ある者のみ提出すること</li> <li>・ 顔写真2枚（1枚は申請書に貼付、1枚は添付）</li> <li>・ 山梨県収入証紙4,500円を貼付</li> </ul> |

※ 顔写真は、カラー、縦3cm×横2.4cm、顔2cm程度、無帽、正面、無背景で申請前6月以内に撮影したもの。ポラロイド・デジタルカメラのプリント不可。

※ 事前に、山梨県県土整備部住宅課に提出書類の確認をしてください。

2 山梨県 → 他の都道府県に転出する場合

事前に、転出先の都道府県に登録移転（転入）の条件、提出書類等を確認してください。

申請書類の提出先は、山梨県県土整備部建築住宅課になります。

なお、郵送（簡易書留）による受付も行っています。

問い合わせ・提出先

〒400-0031

甲府市丸の内1-9-11 県民会館3階

山梨県県土整備部建築住宅課宅建業担当

電話055-223-1730